

株 主 各 位

第126期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第126期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

■参考書類

第4号議案 定款一部変更の件 2. 新旧対照表の一部

■事業報告

3. 会社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制
（内部統制に関する基本方針）
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。
https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/

シャープ株式会社

参考書類

第4号議案 定款一部変更の件

2. 新旧対照表

「1. 変更の理由及び内容」による変更後の具体的規定については、下記「変更案」の欄のとおりです。

なお、下記「現行定款」の欄は、ご参考となると認める事項であり、ご送付いたしました参考書類において省略いたしました削除前の規定を含め記載しております。また、A種種類株式に関する規定の削除に係る、現行定款第6条の2の全文につきましては、別表に掲載しております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、当 会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとお りとする。 普通株式 10億株 A種種類株式 20万株 C種種類株式 113万6,363株 <u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 (別表に掲載) (C種種類株式) 第6条の3 (省 略) ②剰余金の配当 当会社は、ある事業年度に属する日を基準日として 剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基 準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の 最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式 を有する株主(以下、「C種種類株主」という。)又は C種種類株式の登録株式質権者(C種種類株主と併 せて以下、「C種種類株主等」という。)に対し、当該 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された 普通株主等と同順位で、C種種類株式1株につき、 普通株式1株当たりの配当金に第5項第2号に定め る取得比率を乗じた額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払 われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。)を 行う。なお、C種種類配当金に各C種種類株主等が 権利を有するC種種類株式の数に乗じた金額に1円 未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨て る。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、当 会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとお りとする。 普通株式 10億株 C種種類株式 113万6,363株 (削 除) (C種種類株式) 第6条の2 (現行どおり) ②剰余金の配当 当会社は、ある事業年度に属する日を基準日として 剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基 準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の 最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式 を有する株主(以下、「C種種類株主」という。)又は C種種類株式の登録株式質権者(C種種類株主と併 せて以下、「C種種類株主等」という。)に対し、当該 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された 普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権 者(以下、「普通株主等」と総称する。)と同順位で、 C種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配 当金に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の 金銭による剰余金の配当(かかる配当によりC種種 類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種 種類配当金」という。)を行う。なお、C種種類配当 金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式 の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるとき は、当該端数は切り捨てる。

現 行 定 款	変 更 案
③～④ (省 略) ⑤普通株式を対価とする取得条項 1. 当会社は、平成29年7月1日以降、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。 2. (省 略) ⑥～⑧ (省 略) (新株予約権に係る総数引受契約の承認) 第6条の4 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は取締役社長の決定により行うものとする。 (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式及びC種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u> <u>(株主総会)</u> 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。 <u>②前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。</u> 第13条 (省 略) (株主総会の議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長又は取締役社長が予め指名した者がこれに当る。</u> <u>②取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</u> 第15条～第17条 (省 略)	③～④ (現行どおり) ⑤普通株式を対価とする取得条項 1. 当会社は、<u>2017年</u>7月1日以降、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。 2. (現行どおり) ⑥～⑧ (現行どおり) (新株予約権に係る総数引受契約の承認) 第6条の3 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は<u>取締役会が指名した者の決定により行うものとする。</u> (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、C種種類株式の単元株式数は、1株とする。 (削 除) 第12条 (現行どおり) (株主総会の議長) 第13条 株主総会の議長は、<u>取締役会が指名した者がこれに当る。</u> (削 除) 第14条～第16条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(種類株主総会) 第17条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。 ②第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。 ③第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。 第18条～第19条 (省 略) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (省 略) ②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名及びその他の役付</u>取締役を選定することができる。 第21条～第37条 (省 略)	(種類株主総会) 第16条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。 ②第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会について準用する。 ③第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。 第17条～第18条 (現行どおり) (代表取締役及び<u>業務執行</u>取締役) 第19条 (現行どおり) ②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から<u>業務執行を行う</u>取締役を選定することができる。 第20条～第36条 (現行どおり)

〈別表：現行定款A種種類株式に関する規定全文〉

(A種種類株式)

第6条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第11項までに定めるものとする。

②剰余金の配当

1. A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対し、第11項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、それぞれの半期事業年度ごとに下記算式により算定される年率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(6か月物)} + 2.5\%$$

「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各半期事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下、「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として、インターコンチネンタル取引所(ICE)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 非参加条項

当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

4. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本号において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年ごと(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第11項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

③残余財産の分配

1. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 非参加条項

A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。))。

④議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

⑤普通株式を対価とする取得請求権

1. 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成31年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。))の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。))ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

3. 当初取得価額

平成31年7月1日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。))が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」という。))の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。))。ただし、当初取得価額が100円(ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。))を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の間に第5号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は第5号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

4. 取得価額の修正

取得価額は、平成32年1月1日及びそれ以降の6か月ごとの応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、本条においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日から適用される。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(ただし、第6号の調整を受ける。)又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額(以下、本条において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

5. 取得価額の調整

a 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c) 本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条において「取得価額調整式」という。)により、取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、本条において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(発行済普通} \\ \text{株式数} \\ \text{—} \\ \text{当社が保有} \\ \text{する普通株式} \\ \text{の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \\ \times \\ \text{1株当たり払込} \\ \text{金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{普通株式1株当} \\ \text{たりの時価} \end{array}}}{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式数—当社が} \\ \text{保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

(d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

b 本号aに掲げた事由によるほか、本号b(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

c 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

d 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

e 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本eにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

6. 上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」、「下限取得価額」又は「当初下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。

7. 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

8. 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

9. 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

⑥金銭を対価とする取得請求権

1. 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、平成33年7月1日以降、(a)償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下、本条において「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

3. 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

⑦金銭を対価とする取得条項

当会社は、平成28年7月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

⑧譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑨自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

⑩株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
2. 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
3. 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

⑪優先順位

1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
2. A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
3. 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

事業報告

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年4月19日	2017年9月26日	2018年8月28日
新株予約権の数		763 個	421 個	1,025 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 76,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 42,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 102,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 412,000円 (1株当たり 4,120円)	新株予約権1個当たり 340,000円 (1株当たり 3,400円)	新株予約権1個当たり 271,700円 (1株当たり 2,717円)
権利行使期間		2019年4月21日から 2024年4月21日まで	2019年9月28日から 2024年9月28日まで	2020年9月3日から 2025年9月3日まで
行使の条件		(注1)	(注1)	(注1)
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員) を除く	新株予約権の数 80個	新株予約権の数 40個	新株予約権の数 300個
		目的となる株式数 8,000株	目的となる株式数 4,000株	目的となる株式数 30,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一 個	新株予約権の数 50個	新株予約権の数 150個
		目的となる株式数 一 株	目的となる株式数 5,000株	目的となる株式数 15,000株
		保有者数 一 名	保有者数 2名	保有者数 1名

- (注) 1. 主な行使条件として、新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要します。
2. 2017年10月1日を効力発生日とした、10株につき1株の割合で実施した株式併合により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権に関する「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 上記の「新株予約権の数」は、事業年度末日にてすべての保有者が保有している数であります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	317百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	453百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、親会社監査人からの指示書に基づく業務などであります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議内容の概要

当社は、2019年8月1日の取締役会にて「内部統制に関する基本方針」の改定を決議しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務の執行を相互に監督する。取締役（監査等委員である取締役を除く）は、職務の執行について監査等委員会の監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存・管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役及び執行役員の推薦、並びに取締役等（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、独立性の高い社外取締役が半数以上を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいて、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するとともに、緊急事態が発生した場合は、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

⑥ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室に専属の従業員（専属スタッフ）を置き、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。専属スタッフの人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を得る。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査等委員会が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

複数の独立性のある監査等委員である社外取締役を選任し、監査等委員会は独立した機関として取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行を監査する。取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員は、監査等委員会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

監査等委員である取締役から職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を各部門が策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を全社にわたって実施しています。

① 「内部統制委員会」の運営

内部統制の整備・運用状況について、取締役会の諮問機関である「内部統制委員会」で審議し、この結果を取締役会に報告している。2019年度は、「内部統制に関する基本方針」を改定し、これに沿って各部門が取り組む施策の推進状況、ビジネスリスクマネジメントの取り組み及び内部監査の方針・計画・実施概況等について審議を行った。

② コンプライアンス経営の維持・強化

役員及び全従業員のコンプライアンス意識の向上を目的に、「シャープ行動規範」に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施するとともに、全従業員が社内ルールを正しく理解し、使いこなせるための整備に取り組んでいる。

③ リスクマネジメントの運用

「ビジネスリスクマネジメント規程」の最適化と、同規程に基づくビジネスリスク管理を実践している。多様なビジネスリスクのうち、経営上、特に重点的に管理すべきリスクについて、関係部門と連携し管理体制と運用の見直しを図っている。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績や財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでおります。かかる点から、連結業績の動向、投資や財務体質改善の必要性を勘案しつつ、剰余金の配当等を実施してまいります。

なお、配当の決定機関は、期末配当は株主総会又は取締役会、中間配当及びその他の配当は取締役会であります。

2020年3月期の期末配当は、当期純利益を計上することができましたので、普通株式は1株当たり18円、C種種類株式は1株当たり1,800円の配当を実施することを2020年5月19日開催の取締役会において決議いたしました。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益
当 期 首 残 高	5,000	208,725	258,040	△ 13,987	457,778	13,531	△ 220
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			783		783		
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	5,000	208,725	258,824	△ 13,987	458,562	13,531	△ 220
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 15,053		△ 15,053		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			20,958		20,958		
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△ 3,453			△ 3,453		
連結子会社株式の売却による 持 分 の 増 減		755			755		
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		△ 101			△ 101		
自 己 株 式 の 取 得				△ 97,078	△ 97,078		
自 己 株 式 の 消 却		△ 97,072		97,072	－		
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						△ 3,163	1,066
当 期 変 動 額 合 計	－	△ 99,871	5,905	△ 5	△ 93,971	△ 3,163	1,066
当 期 末 残 高	5,000	108,853	264,729	△ 13,993	364,590	10,368	846

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為替換算定 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△ 44,251	△ 76,208	△107,148	235	21,605	372,471
会計方針の変更による 累積的影響額						783
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△ 44,251	△ 76,208	△107,148	235	21,605	373,255
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 15,053
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						20,958
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△ 3,453
連結子会社株式の売却による 持 分 の 増 減						755
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減						△ 101
自 己 株 式 の 取 得						△ 97,078
自 己 株 式 の 消 却						—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 12,598	32,561	17,867	58	△ 2,069	15,855
当 期 変 動 額 合 計	△ 12,598	32,561	17,867	58	△ 2,069	△ 78,116
当 期 末 残 高	△ 56,849	△ 43,646	△ 89,281	293	19,535	295,138

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 105社

主要な連結子会社の名称

「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (8) 主要な事業拠点」に記載しているため、省略しております。

このうち、HiFi Orient Thai Public Company Limited他 8 社については、当連結会計年度において買収したため、連結の範囲に含めております。また、SHARP Manufacturing Vietnam CO.,LTD.他 4 社については、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった震旦電信股份有限公司については、当連結会計年度において支配力基準により実質的に支配していると認められる状況となったため、連結の範囲に含めております。

一方、シャープトレーディング(株)他 2 社については、当連結会計年度において当社または当社の連結子会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 Sharp India Limited

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数 1 社

持分法適用関連会社の数 20社

主要な会社等の名称 シャープファイナンス(株)、堺ディスプレイプロダクト(株)

このうち、堺十代精密電子(南京)有限公司については、当連結会計年度において設立したため、持分法適用会社を含めております。

一方、Sakai Display Products USA Corporationについては、当連結会計年度において清算結了のため、持分法適用会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 シャープ特選工業(株)

持分法を適用していない理由

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司他21社は12月31日が事業年度の末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

時価のないもの……………主として総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産、使用権資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、三重工場、亀山工場及び堺工場の一部の機械及び装置については、定額法によっております。

また、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

④販売促進引当金

当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の将来の支払に備えるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の支払見積額を計上しております。

⑤事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑥買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格もしくは転売価格のいずれか低い価格との差額を、契約損失見込額として計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する見積期間で均等償却しております。米国連結子会社で計上されたのれんについては、10年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 米国会計基準ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」

米国会計基準を適用している在外連結子会社等において、当連結会計年度より米国会計基準ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

2. IFRS第16号「リース」

米国を除く在外連結子会社等において、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。本基準の適用により、借手のリース取引については、使用权資産及びリース債務を認識するとともに、使用权資産の減価償却費とリース債務に係る支払利息を計上しております。ただし、短期リースまたは少額リースに該当する場合は、使用权資産及びリース債務を認識しておりません。また、本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

これに伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」が6,410百万円、「流動負債」の「その他」が2,557百万円、「固定負債」の「その他」が4,354百万円、それぞれ増加しております。

なお、当該会計基準の適用が当連結会計年度の損益に及ぼす影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社及び一部の国内連結子会社は、従来、退職給付に係る負債の数値計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である13年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を10年に変更しております。

この結果、従来の費用処理年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は18,180百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

製品	156,974百万円
仕掛品	69,233百万円
原材料及び貯蔵品	68,580百万円
合計	<u>294,788百万円</u>

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	38,349百万円
受取手形及び売掛金	63,201百万円
たな卸資産	74,711百万円
流動資産のその他	41,341百万円
建物及び構築物	145,475百万円
機械装置及び運搬具	12,360百万円
工具、器具及び備品	2,168百万円
土地	69,246百万円
投資有価証券	29,419百万円
投資その他の資産のその他	38,724百万円
合計	<u>514,998百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	402百万円
長期借入金	428,476百万円
合計	<u>428,878百万円</u>

当連結会計年度末において担保に供している現金及び預金のうち10,021百万円は、スタンドバイ信用状開設のための担保に供しております。また、上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を長期借入金の担保に供しております。

3. 偶発債務

(1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	5,617百万円
出資先の借入に関する保証	
Sermasang Power Corporation Public Company Limited	162百万円
合計	<u>5,779百万円</u>

(2) 受取手形割引高

238百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高

618百万円

(4) 電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で16,738百万円（残年数は最長で9年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。

4. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。（円換算は決算日の為替相場によっております。）

出資コミットメントの総額	107,830百万円
払込実行残高	89,936百万円
差引額	17,893百万円

(連結損益計算書に関する注記)

企業結合に係る損失

2018年10月に実施した東芝クライアントソリューション(株)買収の価格調整の精算に伴い、3,331百万円を企業結合に係る損失として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	532,416,558	—	—	532,416,558
A種種類株式	108,000	—	108,000	—
C種種類株式	795,363	—	—	795,363
合計	533,319,921	—	108,000	533,211,921

(注) 2019年6月21日、当社は発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得し、同日、取得したA種種類株式108,000株を消却いたしました。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	10,626百万円	20円	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年5月9日 取締役会	A種種類株式	2,836百万円	26,263.60円	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年5月9日 取締役会	C種種類株式	1,590百万円	2,000円	2019年3月31日	2019年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,563百万円	18円	2020年3月31日	2020年6月15日
2020年5月19日 取締役会	C種種類株式	利益剰余金	1,431百万円	1,800円	2020年3月31日	2020年6月15日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
2017年4月19日取締役会決議の第1回新株予約権	普通株式	69,300株
2017年9月26日取締役会決議の第2回新株予約権	普通株式	42,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。

短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び、金利スワップ取引であります。

これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当社の営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	225,049	225,049	－
(2) 受取手形及び売掛金	429,138	428,745	△ 392
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①子会社株式及び関連会社株式	0	296	296
②その他有価証券	30,674	30,674	－
資産計	684,863	684,766	△ 96
(4) 支払手形及び買掛金	312,873	312,873	－
(5) 電子記録債務	36,331	36,331	－
(6) 短期借入金	237,726	237,726	－
(7) 長期借入金	538,744	541,317	2,572
負債計	1,125,676	1,128,249	2,572
(8) デリバティブ取引(*1)	△ 908	△ 218	690

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金
受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
また、売掛金のうち回収が長期にわたるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価については、株式は主に期末前 1 ヶ月の取引所価格の平均に基づいております。
- (4) 支払手形及び買掛金
支払手形及び買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 電子記録債務
電子記録債務は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 短期借入金
短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金
長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) デリバティブ取引
為替予約等の振当処理によるものの時価は、期末日の先物為替相場により算定しております。
金利スワップ取引の時価は、取引金融機関の提示価格によっております。

(注 2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額64,700百万円)及び出資金(連結貸借対照表計上額95,059百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	450円70銭
2. 1 株当たり当期純利益	34円31銭

(その他の注記)

企業結合等関係

共通支配下の取引等

(日本国内における輸入・販売事業の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 機械器具等の輸入及び販売事業

事業の内容 機械器具等の輸入及び国内関係会社等への販売

(2) 企業結合日

2019年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、シャープトレーディング(株)(当社100%出資の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

シャープ(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

構造改革の一環として、本合併により輸入プロセスを簡素化・効率化することで、収益性を向上してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金		利益剰余金計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,000	1,250	199,640	200,890	2,574	113,542	116,116
当 期 変 動 額							
会社分割による減少			△ 16,411	△ 16,411			
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 73	73	－
剰余金の配当						△ 15,053	△ 15,053
当 期 純 利 益						31,350	31,350
自己株式の取得							
自己株式の消却			△ 97,072	△ 97,072			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△113,484	△113,484	△ 73	16,370	16,297
当 期 末 残 高	5,000	1,250	86,156	87,406	2,501	129,913	132,414

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△ 13,987	308,019	12,023	△ 291	11,732	227	319,979
当 期 変 動 額							
会社分割による減少		△ 16,411					△ 16,411
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—					—
剰 余 金 の 配 当		△ 15,053					△ 15,053
当 期 純 利 益		31,350					31,350
自 己 株 式 の 取 得	△ 97,078	△ 97,078					△ 97,078
自 己 株 式 の 消 却	97,072	—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△ 2,935	1,203	△ 1,732	58	△ 1,674
当 期 変 動 額 合 計	△ 5	△ 97,192	△ 2,935	1,203	△ 1,732	58	△ 98,866
当 期 末 残 高	△ 13,993	210,827	9,088	911	9,999	285	221,112

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場、亀山工場及び堺工場の一部の機械及び装置については、定額法によっております。

また、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(4) 買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格もしくは転売価格のいずれか低い価格との差額を、契約損失見込額として計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「未収入金」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の金額は、42,904百万円であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は、従来、退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である13年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を10年に変更しております。

この結果、従来、費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は13,914百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	35,741百万円
受取手形	107百万円
売掛金	63,966百万円
リース債権	1,709百万円
製品	27,950百万円
仕掛品	21,398百万円
原材料及び貯蔵品	3,009百万円
未収入金	48,182百万円
建物	138,796百万円
構築物	3,512百万円
機械及び装置	11,902百万円
車両運搬具	6百万円
工具、器具及び備品	2,075百万円
土地	67,940百万円
投資有価証券	28,107百万円
関係会社株式	19,738百万円
関係会社出資金	62百万円
投資その他の資産のその他	38,724百万円
合計	512,933百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	426,693百万円
-------	------------

当事業年度末において担保に供している現金及び預金のうち9,259百万円は、スタンバイ信用状開設のための担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,364,761百万円
-------------------	--------------

3. 偶発債務

(1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	5,617百万円
買掛債務に対する保証	
Dynabook(株)	3,184百万円
借入金に対する保証	
Sharp India Limited	480百万円
リース債務に対する保証	
シャープマーケティングジャパン(株)	7百万円
合計	<u>9,289百万円</u>

(2) 電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で16,738百万円（残年数は最長で9年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。

4. 関係会社に対する短期金銭債権	244,849百万円
関係会社に対する長期金銭債権	46,354百万円
関係会社に対する短期金銭債務	199,003百万円
関係会社に対する長期金銭債務	13百万円

5. 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。（円換算は決算日の為替相場によっております。）

出資コミットメントの総額	107,830百万円
払込実行残高	<u>89,936百万円</u>
差引額	<u>17,893百万円</u>

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,348,028百万円
売 上 高	541,547百万円
仕 入 高	806,480百万円
営業取引以外の取引高	16,324百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,104,951	4,176	－	1,109,127
A種種類株式	－	108,000	108,000	－

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加4,176株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 2 A種種類株式の自己株式の株式数の増加108,000株は、2019年6月21日に株主から発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得したことによる増加であります。A種種類株式の自己株式の株式数の減少108,000株は、同日、取得済のA種種類株式を消却したことによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産、固定資産、繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ マーケティング ジャパン(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	売上 (注1)	243,225	売掛金	33,160 (注2)
				担保資産の受入 (注3) (注4) (注5) (注6) (注7)	426,693 (注8)	—	—
				資金の預り (注9)	20,361 (注10)	預り金	22,700
				利息の支払 (注9)	54	—	—
子会社	シャープ エネルギー ソリューション(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 及び設置工事 役員の兼任	担保資産の受入 (注3) (注5) (注6) (注7)	426,693 (注8)	—	—
				資金の預り (注9)	18,214 (注10)	預り金	24,245
				利息の支払 (注9)	46	—	—
子会社	Dynabook(株)	所有 直接 80.1%	役員の兼任	資金の預り (注9)	25,684 (注10)	預り金	27,000
				利息の支払 (注9)	71	—	—
子会社	シャープ福山 セミコンダク ター(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注11)	426,693 (注8)	—	—
子会社	シャープ福山 レーザー(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	担保資産の受入 (注5) (注7) (注11)	426,693 (注8)	—	—
子会社	無錫夏普電子 元器件有限公司	所有 直接 69.5% 間接 30.5%	当社製品の製造	売上 (注1)	24,143	売掛金	28,360
				仕入 (注1)	302,825	買掛金	22,763

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南京夏普電子 有限公司	所有 直接 84.1% 間接 15.9%	当社製品の製造	売上 (注1)	21,857	売掛金	27,148
子会社	SAIGON STEC Co., LTD.	所有 直接 51.0%	当社製品の製造	資金の貸付 (注9)	14,538 (注10)	貸付金	15,164
				利息の受取 (注9)	436	—	—
関連会社	堺ディスプレイ プロダクト(株)	所有 直接 24.6%	当社製品の製造 及び不動産等の 賃貸	経費の立替等	38,035	未収入金	36,472 (注2)
				リース取引 (注1)	5,022	リース 債権	2,848
				リース債権の 回収 (注1)	624	その他 (投資 その他の 資産)	44,578

(注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

(注2) 期末残高には、消費税等を含んでおります。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する取引債権の担保提供を受けております。

(注4) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する有価証券の担保提供を受けております。

(注5) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有するたな卸資産の担保提供を受けております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する土地等の不動産の担保提供を受けております。

(注7) 担保提供料の支払は行っておりません。

(注8) 取引金額には担保に係る債務の期末残高を記載しており、すべて当社の2012年9月27日及び2013年6月25日に締結した金銭消費貸借契約による借入残高426,693百万円に係るものであります。

(注9) 資金の預り及び資金の貸付は当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注10) 資金の預り及び資金の貸付の取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注11) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する機械装置等の動産の担保提供を受けております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 361円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 51円32銭 |